

令和4年6月定例会 一般質問 中川廣美議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「有害鳥獣駆除における謝礼金について」

○中川廣美 令和3年3月に一般質問をして、そのときは資格のない人に鉄砲の許可を与えて鉄砲を撃たせていたという大変な問題の一般質問をさせていただきました。その問題が解決しないので副市長に預けておいたんですけども、一般質問の言いっ放し、垂れっ放しということか何の返事もなしに答えが返ってきておりません。

そのために、今回は形を変えて一般質問させていただきますし、それと答えが出えへんかったら委員会でもやらせていただきたいと思っております。

今回、質問させていただきますのは、香芝市及び香芝市有害鳥獣防止対策協議会は奈良県猟友会北葛城支部香芝地区に対して有害鳥獣捕獲を依頼し、毎年度香芝支部会長からの申請に基づき香芝市から有害鳥獣駆除における謝礼金が支払われています、これに間違いはないかどうか。

○産業振興局長 謝礼金の支出はされております。

○中川廣美 謝礼金の金額は幾らですか。

○産業振興局長 令和2年度についてのご質問かなと思います、それでお答えさせていただきます。

令和2年度の謝礼金は100万円でございます。

○中川廣美 申請は奈良県猟友会北葛城支部香芝地区会長が行われたものですか。

○産業振興局長 すみません、謝礼金のことですので申請書というそういう様式はないんですけども、申請という様式はまずございませんので申請ということではございません。

○中川廣美 起案を起こして申請させますな。起案も何もなしで支払われてますの。

○産業振興局長 謝礼金の支出でございますが、猟友会の会長もしくは猟友会のメンバーさんから随時報告される任意の様式である有害鳥獣捕獲実施者台帳から見回り等の活動実績により謝礼金の算出をしているところでございます。

○中川廣美 ここに支払われた起案を持っております。奈良県猟友会北葛城支部香芝地区会長となっておりますね、起案書には。これはどういうことですか。

○産業振興局長 支払い先が適当であったとかそういう意図の質問かと思いますが、令和2年度につきましては令和2年度末ぐらいの3月中旬ぐらいですか、代表者の方から許可期間満了日である大体3月15日ぐらいに支払い依頼があったとお聞きしております。その時点で、担当者は令和2年11月に代表者が変更になっていることを知っていたらしく、当時の担当課の職員が支払い時点での代表者、今の現会長が会長で間違いはないということ

前の代表者の方に確認の上、支払いを執行したと聞いております。

○中川廣美 大事な市民の税金のお金を支払われるのですからちゃんとした様式もあるはずですし、それと誰に支払うか、こんなんは当然あって当たり前ですやん、何という答えしてはるん。起案を起こされているんですやろう、これに。起案ぐらい持ってきなさい。

○産業振興局長 支払い先の確認をしたということと、そして振込先もこれ文書で確認しております。適正な執行であったかと考えております。

○中川廣美 支払い先、払われた先も言わないような答弁ですの。誰に支払ったか言うぐらいは当たり前ですやろ。

それと、ここに判をつかれた人がいてるわけです、起案書に。その人が知っているはずでしょう、おたくは今替わられただけですやろ。その人に何で答弁してもらわない。

○産業振興局長 申し訳ございません、現在の担当者、産業振興局のほうから答弁させていただきます。

私も先ほど答弁させていただいた振込先の確認、文書で確認したということもこれもここに文書がございます、また実際にそこに振り込まれたという確認も現担当者から取っております。適正であると考えております。

○中川廣美 大事な市民の税金の支払いです、いついかに支払われたのはどここの誰々で会長で支払われたと、そのぐらいのことは当たり前ですやろ。ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ訳の分からんことを言われて、起案があんねんから起案どおりに説明したらそれでしまいですやろ、ここにちゃんと書いていますやろう、これ。

○産業振興局長 議員のおっしゃっていることが、まずこれ住民監査請求がされております、今のような謝礼金の支出に対する住民監査請求がされております。監査請求の結果でございますが、棄却されていると聞き及んでおります。ということは、これけんもほろろのような言い方に聞こえるかも分かりませんが、令和2年当時、この謝礼金の支払業務を担当した者について財務会計上の違法、不当な怠る事実がないという結論が出されたというふうに解釈しております、ご理解願います。

○中川廣美 だから、大事なお金やからちゃんとして払わなければならないし、住民監査請求があつてどうのこうのつてもう結果が出て終わっている話です、何の関係あるんですか。住民監査請求は手続の不備で終わられただけですやろ、書類の不備で。何の関係あるんですか、お金の支払いと。

せやから、**これ誰に支払われたんですか。**

○産業振興局長 先ほどの令和2年度の謝礼金でございますが、猟友会の香芝地区の会計様の口座に振り込んでおります。

○中川廣美 だからですやん、会計に振り込まれた、契約があるでしょう、契約が、誰々に払うという契約が、起案が起こされているんですから。誰に払われるってなっているんですか。

これ昭和、私が有害駆除員で一番古い駆除員です、昭和の初めからずっと奈良県猟友会北

葛支部、今名前変わって北葛城支部地区委員長ですか、委員長となっているはずですけども、その人にずっと支払われてきたわけです。何でもなしって、これ起案があるのに何で起案も読めないんですか。

○産業振興局長 起案を私が確認していないというのは事実でございます。それは私の勉強不足、知識不足かと思えます、申し訳ございません。

ただ、先ほども答弁させていただきましたが、まずその時点でのお支払い時点の会長さんにどこにお支払いしたらいいですか、どこにお振込したらいいですかということを文書でもって確認した上でその口座に振り込んでおりますので、当時の担当者はそんなに落ち度がないと私はそのように思います。

○中川廣美 おたくが勝手に判断するような話じゃないですよ、起案に書かれているんですよ、大事なお金です、おかしな答弁をせんといてください、ちゃんと答弁してください。私が持っている書類をおたくらが持っていないわけじゃないですよ。

○産業振興局長 申し訳ございません、繰り返しの答弁になるかも知れませんが、令和2年度に農政土木管理課が定期監査を受けています。ここにも謝礼金額の根拠とか支払方法、抜本的な見直しを検討されたいという意見もいただいておりますので、今後もこの監査委員さんから出された意見を肝に銘じて事務に取り組んでいきたいと思えます。

○中川廣美 せやから、誰に払われたんですか、何をごたごたごたごた言っているんですか、訳の分からんことを、ちゃんと答えてください。

○市民環境部長 局長のほうからも先ほどから申しているかと思えますけれども、当時の令和2年度のときの会長から指示を受けた猟友会の香芝地区の会計さんのほうにお支払いしているということで聞いてございます。

○中川廣美 だから、公費ですよ、香芝地区の会計さんに支払いましたでは済みませんやんか、起案というものを起こしてちゃんと処理されているわけですよ、誰に払われた言うぐらいは当たり前ですと、香芝市、何というところですねこれ、治外法権の香芝市ですか、手続するのは当たり前。

それと、ここに判を押した人がおられますやんか、何で判を押した人に答えてもらえへん、おたくらが分からんかったら判を押した人に答えてもらったらいわけですよ。

○市民環境部長 過去の書類でも現担当している者が所管のほうがこの4月に組織改正、ご存じかと思えますけれども産業振興局のほうでお答えさせていただいているということです。

あと、誰にというところは個人情報でございますので氏名とかというのはこの場では差し控えさせていただいていると、会計という言葉にさせていただいているのはそういうことでございます。

○中川廣美 名前をどうのこうの言えとか言っていないやん、組織ですよ、誰々の会の会長に払っている、それだけの話ですよ、何でそんなも言わないのですか。これ情報公開で開示した文書ですよ、開示文書は名前が消えているから名前を消えたところを言

っているんじゃないですやろ、開示文書を言えと言っているんです。それもお金の支払いの書類です、これ何という市ですの。

○市民環境部長 同じ質問かと思えますけれども、繰り返しになりますけれども当時の猟友会の香芝地区さんの会長の指示を受けたその会員メンバーである会計さんというところの方の口座に振り込んでいただくということを確認させていただいた上で 100 万円の謝礼という形で支出をさせていただいております。

○中川廣美 だから、起案書を読んでくださいと、読めないんですか、起案書。

○市民環境部長 すみません、今ここに起案書を持ち合わせておりませんので読み上げるということとはしかねます。

○中川廣美 ここに起案書があるんです、読んでください。よろしいですか、見てもらって。

○産業振興局長 今、提供を受けました起案文書でございますが、起案日令和3年3月15日、令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金の支払いについてというところで、謝礼金の支払い先について別紙のとおり協議してよろしいですかという起案でございます。協議先は奈良県猟友会北葛城支部香芝地区会長様となっております。

○中川廣美 通告をしているんですからこんな書類ぐらひはあつて当たり前ですやん、何のための通告ですの、これ。

○産業振興局長 先ほど文書で謝礼金の支払いについて協議したと言いましたが、それについてですが、協議先は奈良県猟友会北葛城支部香芝地区会長様としております。それに対してのお答え、謝礼金の支払い先です、ここにしてくださいというお答えの文書は奈良県猟友会北葛城支部香芝地区の会長より頂いております。

○中川廣美 そしたら、申請に誰が来れたんですか、その申請のときに。

○産業振興局長 これは私が担当から聞いたことですが、令和3年3月中旬ぐらいの代表者が来られたと、先ほど文書の宛先になった方、同一人物が来られたというふう聞いております。

○中川廣美 そしたら、もうややこしいこと言わんと起案を押された部長、議長、起案を押された方がおられますので起案に判を押された方の答弁をお願いします。ここに書いてるのは、そのときの次長は津本、課長は細川、主幹が尾関と書いていますけどね。

今までの質問の答弁をやっているとおりお粗末そのままです、通告しているのに書類もないような状態で入ってきて、これ前を向いてなかなか進みませんやん。議会のモットーは通告されて聞かれたことに率直に答えるということがモットー違いますの、全然できていませんやん。担当者だけじゃなしに事業やそのときに起案を起こして書類を処理した人がいてるんですから、その人が一番よく知っているはずですやん、その人の答弁をもらったらいだけですよ、所管が変わろうと。

○市民環境部長 お尋ねになっていただいている謝礼金の支払いについては、監査でも適となっておりますし、法的には手続的に謝礼としては何ら問題ないと考えてございます。

○中川廣美 監査は書類の不備で中身に入っておられません。この手続上の話も何も出て

おりません、せやから監査自体はもう終わってますやん。せやから、監査のこの手続上の問題をやっているわけでしょう。

○市長 現在、この支払いに関しまして市としては法的には問題ないというふうに考えております。

ただ、今中川議員がいろいろ課題、問題点を指摘していただいていますので、それはしっかりと整理してまた担当のほうから中川議員のほうにお話をさせていただきたいと思えます。今、本会議なのでできるだけスムーズに進めたいと思えます。ご協力のほどお願いいたします。

○中川廣美 私が調べてやってきたことを報告させていただきます。これ一般質問になりませんもんね、答えて、通告して起案自体も持ってこない、全くむちゃくちゃな話です。

私の調査によると、〇氏が会長になったのは令和3年4月25日、そうすると申請時点では〇氏は会長ではなかったこととなります。そのあたりの事情を説明してほしいんですけども全然説明してくれていない。それと、北葛猟友会の下部組織の香芝地区になるんです。香芝地区というのは北葛猟友会の下部組織です。これは定款に、わしらの規則にもあります、北葛猟友会の規則にもあります。

それと、申請日における香芝地区の会長はタナカさんでした、〇氏は会長名を冒用して申請し謝礼金を受け取ったことになっております。刑法上、代理資格の持たない者がその資格を偽って代表文書を作成する行為は、作成権限がないのに他人名義を冒用して文書を作成することになるため、有形偽造に当たるとされています。これは最高裁の昭和45年の判決でも示されている、刑法第159条1項私文書偽造罪に相当するということです。

加えて、会長名を冒用しただけでなく、香芝地区会員の総意として申請されていますが、9名の会員を除いて申請されています。当該申請により受領した謝礼金も9名には配分されていません、そんなことになっています。

それとまた、当該謝礼金は令和2年度における有害鳥獣捕獲活動を行った者に対し、その活動実績に応じて分配するべき性質のお金であるにもかかわらず、令和2年5月3日から令和3年3月14日までの捕獲活動に参加した9名には分配されていない、有害鳥獣捕獲実施台帳には活動実施日、氏名が記載されております。9名の者がこの年は90%以上活動していたと思うんです、それには全く支払われていないと、こんなことが起こっています。これ、不当じゃないんですか。

○産業振興局長 申し訳ありません、私も自分の勉強不足、知識不足で今議員がおっしゃったことを100%理解はしておりませんが、何度も言いますように監査請求の結果です、部分的に読ませていただきますが、監査委員さんの判断のくだりですが、令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金については、誰それさんの振込依頼が、誰それさんというのは令和3年3月時点で当時の担当者が会長だと判断している人のことですがその方の振込依頼が違法または不当とは言えない以上、違法または不当な公金の支出に当たらないと、このように判断されておりますので、私としてはこの監査結果をもちろん重く受け止めるべきだと考えて

おります。

ですので、当時の担当者に違法または不当な行為はなかったものと信じております。

○中川廣美 監査請求でごまかしたらあきませんやん、私が言っているのは私文書の偽造だと言っているんですよ、これ。私文書が偽造されているわけでしょう。最高裁の判決も出ています、他人名義で、そんなものを監査請求とか何が関係あるんですか。

そしたら、これが終わったら検察庁に告発せえという話で行ってよろしいですね。

それでは、角度を変えて話をさせていただきます。

香芝地区会長の事実誤認として、協議会が有害駆除の捕獲を依頼している団体は社団法人奈良県猟友会の下部組織である香芝地区であると。香芝地区は奈良県猟友会の北葛城支部に所属する会員中、香芝市在住の会員によって構成されている、そのために法人格のない任意団体にすぎない香芝市有害対策猟友会の会員によって構成されているはずがなく、この2つの団体は別個の団体であると。

令和3年4月25日に開催された奈良県猟友会北葛城支部総会において○氏は初めて委員長に選任された、そこまでは資格がなかったわけです。香芝地区の会長にされたのは3月17日に手続をされているから3月17日の時点では資格がない人なんです。ほんなら、これ資格のない人に起案を上げていることは起案自体が私文書の偽造ですか。

○産業振興局長 まず、今議員のおっしゃったことは令和3年4月25日付で会長が替わったというようなことをおっしゃいました。私が担当者から聞いているのは令和2年11月に替わっているというふうに聞いております、まずそこでそごが出てきております。これは私どもがまた確認していく必要があると思います。

ただ、猟友会さんの内部の人事であったり組織につきましては、なかなか私どもも立ち入れないとかそこまで調べ切れないところもありますので、そのあたりをご理解願います。

○中川廣美 だから、さっきから説明してますやんか。2つの会があると、2つの会があるけど1つはうにやうにや会やと、香芝地区うにやうにや会と、もう一つはちゃんと法人格のある奈良県北葛城支部香芝地区という団体であると、はっきり言うとこの団体に今回のこの書類に対していろいろ異議申立てもしているんですけども、そのときに市のほうから市長名で回答をもらっています。

香芝市は、香芝農土第645号で3年10月1日に回答をもらっています。奈良県猟友会北葛城支部香芝地区を以下香芝地区という、捕獲依頼をしておりちゃんとなっております、そこに依頼しているということです。市が依頼する、そういう市の公文書で回答をもらっています、弁明書というので。だから、やっておられることが間違っているということです。市からの回答書をもらっているんです、何でそんなに違いますの、これ。

それと次に行きます、どうせ答えられへんと思いますので。

○氏は令和2年11月12日及び令和3年4月19日の鳥獣捕獲等申請書において香芝地区会長として申請しているが、このときはまだないです、3年4月25日からですわね、香芝

地区会長になったのは令和3年4月25日、このとおりです、県猟友会北葛支部総会においてからです、無資格の者が肩書を使用していたということ。また、その申請は香芝地区会員の総意と記載しながら、捕獲活動に参加したうちの9名は申請されず意図的に排除したと思います。

事実を反することを故意に書いたものと言わざるを得ません、これは市を欺き謝礼金を不当に取得したことにほかならない、刑法第246条第1項の詐欺罪に当たると思います。

○産業振興局長 詐欺罪ということでこれは刑法に当たるのかなと思いますが、こちらではその判断はつきかねますし判断できる立場にないと考えております。

○中川廣美 だから、一番最初に始まったのは令和2年11月12日です、9名の有害駆除の許可をしています、市が。これ奈良県猟友会北葛支部香芝地区会長で申請して9名の許可を出しています。その活動費用を3年3月16日、このときはまだ、またこれも公文書の虚偽の作成です、会長じゃないです、会長名義でこれ申請されています。

その後、去年の有害駆除なんですけれども、去年の有害駆除も全く会長じゃない、3年4月15日に申請されて22日に施行されています、なられたのは25日です、全く関係ない公文書の虚偽の作成したやつで去年の有害駆除をやられたわけです。我々が正規に申請したら手続の不備がどうのこうの言って断られて、私文書を偽造したらそれで有害駆除をやられている、これはどういうことですか。

○市民環境部長 お尋ねの今の許認可の関係でございますけれども、これにつきましては法と、許認可に関しては市のほうで取扱要綱がございます。そちらに基づいてやっており、おっしゃっているところであれなんですけれども会長に許可を与えているわけでもなくその団体さんに許可を与えているわけじゃなく各メンバーさん個人です、駆除者の方に対して許可を出しておりますので、何らそこについては問題はないかと考えてございます。

また、おっしゃっていた許可をもらえなかったというお話のところがあったかと思えますけれども、そちらにつきましてはこれも行政不服申立てがあったというふうに聞き及んでございます、そちらについても審査をされまして何も問題はないということで聞いてございます。

○中川廣美 起案書を起こして、その起案書と全然違うことを答えるというのも、部長、大変ですな、しんどいですな、答弁するの。

これ書かれていますやろう、標記の件について令和3年4月15日、奈良県猟友会北葛支部香芝地区会長により有害鳥獣許可申請書が提出されたので、奈良県猟友会北葛支部香芝地区へ香芝市有害駆除捕獲許可事務取扱要綱に基づき捕獲許可をしてよろしいですか、これ施行されたのが3年4月22日になっております、だから申請されたのが3年4月15日。香芝市の公文書ってそんなええかげんなものですよ、職員の皆さん。

これ香芝市何ですか、公文書の偽造、書き換えたこともままならない、これで堂々とやってこられるんですか、これ3枚の公文書の偽造があるわけでしょう。どうされますの、こんなことをやられて。

これ全国ネットで放送されていますわね、これ公文書を偽造された起案書がありますってこれ皆さんに見せてくださいよ、全国の皆さんに。これが違うと言われるんですから、この私文書が。ましてこのひどいのは令和2年11月12日、これ手書きで書いています、手書きで、それでも違うと言われるんですか、おたくら。全く法律も規則も何もないのが香芝市ですか。

これやいやいや言うても始まりません、また次の委員会的时候にやらせてもらうし、ほんでやった本人は涼しい顔で知らん顔でおってますやん、そうですやろ。違うんですか。何なりと言いなはれ、あんた。

「鳥獣捕獲等許可申請について」

○中川廣美 次に、○氏は2年11月12日及び令和3年4月19日の鳥獣捕獲許可申請において香芝地区会長として、さっきの起案のとおりです、会長として○氏が香芝地区の会長になったのは令和3年4月25日開催の県猟友会北葛支部総会においてです、そこまでは違うのに無資格のまま肩書を使用して申請されています。また、その申請は香芝地区の総意として記載しながら、捕獲活動に参加した9名の申請はされていない、これどういうことですか、どう理解してよろしいの。ちゃんとした手続を踏まえて申請した者が許可されず、会長として虚偽の作成をして申請されて許可を出している」と、申請されてますやん、3年4月19日です、申請された、ほんで3年4月22日に許可が出て、その有害駆除で有害がされているわけです。その人らは認めて、正規で何も虚偽の作成もしていない正規の者を認めないというのが香芝市のやり方です。

○産業振興局長 まず、全部議員のおっしゃっていることを私が理解が及んでいないのかも分かりませんが、まず前段のほうは有害鳥獣捕獲許可の申請が不受理になったことに対しておっしゃっているかと思えます。それにつきましては不受理になっているのは確かに事実ですが、その不受理の理由ですが、まず添付書類が不足している、必要なものについていなかったというのが理由になっております。これに対して、行政不服審査法に基づく審査請求もされております。裁決結果ですが、本件審査請求を棄却となっておりますので、私としてはこの件につきましても特に担当者に落ち度はなかったと考えております。

○中川廣美 そしたら、資格のない者が資格者として起案を起こされて許可を出されているのはどういうことですか、誰でもできるわけですか。

○市民環境部長 私、先ほどもご答弁させていただきましたが、許可につきましては法と、それから本市の鳥獣捕獲許可の事務取扱要綱、これに基づいて許可を出してございます。決して会長とか代表者の方に許可を与えるのではなくて、個々の方に許認可を与えているということでございますので、そちらについては何ら問題がないということを先ほど述べさせていただきました。

○中川廣美 猟友会の許可の場合、許可をもらうのは会長だけです、あとは会長が指名する

わけです、有害の指名を。せやから、市はその会員を指名するのに関しては全然関係ないわけです、その会長自体が市に虚偽の作成をして会長名で申請されているわけです。それを受けて、ましてこの人、手書きでその場で書かされていたと思います、これ手書きです。こんなことが起こって、香芝市はそんなんでしたら徹底的に紛争してくださいと、そういう話。

今回、委員会でもまたやれるし、この話の続きは、委員会ではもっと時間を取れます。

それと、今回有害防止対策協議会臨時総会というのがあって、ふだんこの有害対策協議会というのは大体秋ぐらいに行われて来年の4月か、今年は秋ぐらいに行われて4月に施行するのが普通のやり方なんですけれども、今回急遽、それも書面決議で出ています。だから、普通の状態の総会でしたらまだ書面決議も分かるんですけども、規則を変えたりするような総会の場合は必ず全員参加してその総会の場で諮らないといけないと思うんですけども、規則を変えるんですから、それをされていない。何で急遽慌ててこのぐらいにするんですか。

去年も規則を変えるためにはコロナ禍であっても総会を開いています、規則を変えるために、今年もうコロナ禍は収まりかけているのに何でこんな手続をするんですか。

○産業振興局長 まず、書面決議を開催した理由でございますが、まずおっしゃったように大事な案件がございますので、当日寄っていただいて手短に説明して挙手で採決を採るという方法ではなくて、事前にゆっくり説明させていただいて1週間ほど考えていただいております。その時間を持ちたかったといったところが書面決議した理由でございます。

そして、大事な案件といたしますのは、新しく設立された奈良県猟友会香芝支部の方にメンバーに入っていたきたいというようなところが本旨でございます。

○中川廣美 大事な案件でございます、だから総会を開けと言っているんです。何も2日も3日もかかるわけじゃない、去年のコロナ禍の大変な中でも開いているんです、これ同じ案件です、何でこれは今年急遽変わるんですか。

○市民環境部長 先ほどの局長のものに捕捉させていただきますと、まず案件的にはまたほかにもある地区の農地実行組合さんのほうから被害が出ているということで急遽この協議会に参画したいという加盟の申請の分もございました。先ほども申したように、もう一個、猟友会さん、新たに県の猟友会の支部として発足したということでそちらにもお願いをするということでメンバーに加わっていただく、こういったことがございます。

おっしゃっているように、逆にこちらの書面決議ですと全員での採決ということが採れますので、そちらのほうを取り急ぎさせていただいたということでございます。

○中川廣美 総会でしたらみんなそこそこ話ができるけれども、書面でしたら一方通行です、ほとんど。大事な話です、これ総会をするのが当たり前ですやろ、それも施行するのが何ですぐ施行せなあきませんの。去年は秋にしはって、その明くる年からでしたやろ、今回は何で今すぐ施行せなあきませんの。

それと、先ほどの部長の答弁ですけれども部長にあるまじき答弁です。起案を起こして起案に日にちもちゃんと載っているのに関係ないと言われております、さっきから答弁、ようそ

んな答弁されますな、部長として。起案があるんでしょう、これ、公文書ですよ。

私ども、そしてまた会員、わしらのグループもありますので相談して検察庁に告発するなり、また次の総務委員会でもう一度質問をさせていただきますし、それで今回はこの場で終わりたいと思います。